

質問回答書

令和7年12月25日

入札参加者様

横浜市下水道河川局施設整備課長

契約番号：2530010248

件名：東高島ポンプ場築造工事

上記工事に関し質問がありましたので、次のとおり回答します。

No.	質問	回答
1	入札説明書 2 入札参加資格に示される監理技術者・主任技術者を配置します。本工事は工期が84か月と長期間に渡るため、工事のある一定の区切りのタイミングで、これらの技術者の変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	入札契約に関する事項及び入札説明書の 16(3)ウ(ウ)のとおり、技術者が1年以上継続して従事している場合は、変更が可能です。
2	長期間の工事となりますので、監理技術者・主任技術者は工事途中での変更は可能でしょうか。	
3	制約条件により、工事着手が遅れることが予想されます。配置技術者の専任や工事一時中止の手続きをどのようにお考えですか？	工事着手が遅れるような事項が生じた場合は、契約約款および関係法令等に基づいて配置技術者の専任や工事一時中止の手続き等を協議します。
4	現場説明書に『本工事については、設計図書に「基準単価表」、「機械単価表」、「個別登録単価一覧表」及び「入力条件一覧表」がありますが、～』との記載がございますが、基準単価表のご提示をお願い致します。	別紙のとおり、「基準単価表」「機械単価表」を提示します。これは契約条件として指定するものではありません。
5	本工事の機械運転単価表(整数4桁以下を除く単価)は有効4桁切り上げの丸めを行っているのでしょうか。異なる場合はその項目と丸めについてすべてご教示ください。	機械単価表は、合計金額が有効数字4桁になるように諸雑費を計上しています。
6	図面：1K-01～03 図面から常時使用できる工事用地は南北に長く工事目的物の大きさに比べて狭いです。設計書に無い大型重機等の使用を計画した場合は設計変更協議の対象としていただけますでしょうか。	工事請負契約約款第19条及び第20条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。
7	現場説明書に「設計書と図面に相違がある場合は、(積算上は) 設計書を優先します。」とあります。設計書に記載のない項目は設計変更協議の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	
8	詳細な図面がない工種については、設計書や参考資料に基づき見積を作成し入札しますが、工事契約後に詳細な図面を受領した後に施工条件等を考慮し新たに見積を作成して設計変更にてご対応いただけると考えてよろしいでしょうか。	
9	沈下掘削において、設計から著しく実施工の歩掛が落ちた場合、設計変更協議に応じて頂けるでしょうか。	
10	設計書の内訳書第0001号 作業ヤード整備の詳細数量について、契約後の協議において変更が生じた場合は別途変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	

11	仕様書 P8~11 「8 建設発生土・廃棄物関係（9）仮置き」について、用地確保は請負人の責との記載がありますが、条件違い等の事象が発生した場合は費用を含めて設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。
12	仮設工材は中古品で積算されていますが、中古品が市場に無い場合は購入品で協議していただけますか。
13	JR 貨物線に近接する位置に線路防護柵を設置する必要があると考えますが、それは JR との協議の結果により決定され、設置する場合は設計変更協議対象になると考えてよろしいですか。また、JR との協議の結果、鉄道工事における資格者（工事管理者、工事安全専任管理者、列車見張員、誘導員（重機）等）の配置を要求された場合は、これも設計変更協議対象になると考えてよろしいですか。
14	鉄道（貨物線）との近接施工について、東日本旅客鉄道株式会社との協議において必要となった防護措置は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。
15	特記仕様書「1 特別な安全配慮事項」に記載のある東日本旅客鉄道株式会社との協定締結により発生する施工者負担費用については、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。
16	特記仕様書「1 特別な安全配慮事項」に記載のある橋梁、護岸についても、近接施工に伴い発生する計測あるいはその他の対策工に伴い発生する施工者負担費用は、設計変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。
17	特記仕様書「2 安全対策関係」（4）に、安全管理指定工事の指定要件として「当該工作物の管理者から防護措置について申し出があったもの」との記載が有りますが、具体的な防護措置については別途設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。
18	当該工事はマスコンクリートであり、ひび割れ誘発目地が計上されていないようですが、設計変更協議の対象となるのでしょうか。
19	仕様書 別紙一 8 建設発生土・廃棄物関係において、ニューマチックケーソンの掘削土は地下水と混じって泥濘化する可能性があります。施工を進めて、残土受け入れ先の仕様（コーン指数などの強度や状態）を満足できない場合、掘削土の改質や産廃処分への変更など、協議に応じていただけますか。
20	受電設備に関して、フリッカー対策が必要となつた場合は、設計変更協議対象と考えてよろしいですか。
21	ケーソンの沈設に関して、水荷重が必要となつた場合は、設計変更協議対象と考えてよろしいですか。

22	<p>仕様書 別紙一1 5周辺環境保全関係（1）において、「騒音・振動・粉じん 対策として特に考慮はしていないが、対策が必要となった場合は、別途協議する。」と記載されています。ニューマチックケーソンで土丹を掘削する計画となっていますが、土丹の置換等の補助工法がない場合、沈設する際に大きな振動を生じる可能性が高いです。工事契約後、大きな振動が予見されるような場合は、協議に応じて頂けますか。</p>	
23	<p>設計書の内訳書第0008号 ニューマチックケーソン機械設備損料のタワークレーン設備損料は、本体建築工に必要な供用日数で積算されているかと思いますが、本体建築完了後の管きよ工（中大口径推進）においても合成鋼管が約8.5tの重量が見込まれることから、施工ヤードを考慮したクレーンの配置を考えるとタワークレーンの継続使用が必要と思われます。この場合は別途変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。</p>	
24	<p>設計書の内訳書第0038号管路掘削について、床掘りで発生した土砂の仮置場までの運搬および埋戻しの際の仮置場からの埋戻し土運搬に係る費用は別途協議対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。</p>	
25	<p>JR貨物が近接していますが、列車見張り員の配置が義務付けられていません。JR貨物と横浜市の協議で不要とされたと考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>現時点では、列車運転保安に係る作業を行う場合に必要により資格認定証を有する列車見張員を配置するものとされています。今後の協議により、列車見張員や防護措置等の設計変更が生じる可能性があります。</p>
26	<p>「積算基準」、「物価資料」および「土木工事資材等単価表」等の積算に係る各種資料の適用年月をご教示願います。</p>	<p>本工事で適用している積算基準等は以下のとおりです。</p>
27	<p>本工事でご採用の積算基準、代価根拠、積算参考資料等について書籍名、適用年月をすべてご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市土木工事標準積算基準書：令和7年7月 ・土木工事資材等単価表 横浜市道路局：令和7年9月 横浜市下水道河川局：令和7年9月
28	<p>「積算基準」「建設物価・積算資料」「土木工事資材等単価表」「建設機械等損料表」の適用年月をご教示ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）：令和7年度 ・建設機械等損料表（日本建設機械施工協会）：令和7年度 ・ニューマチックケーソン工法積算資料（日本圧気技術協会）：令和7年4月 ・ヘリウム混合ガス利用無人化ニューマチックケーソン工法積算資料（日本圧気技術協会）：令和7年4月 ・ECO-MW工法（柱列式3軸）標準積算資料（ECO-MW工法協会）：2023年7月版 ・推進工法用設計積算要領刃口式推進工法編（日本推進技術協会）：2021年版 ・物価資料※（積算資料・建設物価）：2025年9月 <p>※の物価資料は、個別登録単価一覧表に係るものであります。個別登録単価一覧表をご参照ください。</p>

29	共 SJ0910 号 井戸分布調査 井戸分布調査で計上する技術者（主任技師、技師（A）、技師（B）、技術員）の単価は、週休 2 日補正の対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	週休 2 日補正の対象外となります。週休 2 日の補正対象のコードについては以下の URL で公表していますので、参考にしてください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sekisan-system.files/0064_20250916.pdf
30	共 SJ0970 号 地耐力試験 技術者（技師（A）、技師（B））の単価は、週休 2 日補正の対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	
31	参考資料 8 頁 SJ0052 号 仮設備の組立・解体費 混合ガス管制室 単価表の技師（C）は週休 2 日補正を行っているのでしょうか。また、本工事の設計業務委託等技術者単価において、週休 2 日補正を行っている項目をすべてご教示ください。	
32	共 SJ0052 号 仮設備の組立・解体費 混合ガス管制室 技師（C）の単価は、週休 2 日補正の対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	
33	共 SJ0450 号 混合ガス利用函渠内作業 掘削作業時、0.40～0.45Mpa 技術者（技師（B）と技師（C）の単価は、週休 2 日補正の対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	
34	SJ0010 号 刃口金物等製作、及び SJ0590 号 ブロ一回収装置製作において、計上されている製作工（橋梁）の労務単価は、週休 2 日補正の対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	
35	共 SJ0010 号 刃口金物等制作 枝番 00262 制作工（橋梁）の単価は、週休 2 日補正の対象ではないと考えてよろしいでしょうか。	
36	SJ0380 号 送気設備運転 00418 特殊作業員において、係数 1.073 は、週休 2 日補正後の労務単価に労務調整計算を行う際の係数と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	SJ0380 送気設備運転の特殊作業員は 3 交替で積算しています。「労務費調整係数による労務費」及び「週休 2 日の補正計算」については、以下の URL で公表していますので参考にしてください。なお、SJ0380 送気設備運転の特殊作業員の単価は 32,210 円です。 【労務費調整係数による労務費】 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sekisan-system.files/yokohama-sekisansystem-029.pdf 【週休 2 日の補正計算】 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/sekisan-system.files/0065_20250916.pdf
37	SJ0380 号 送気設備運転の単価表で使用される労務単価（枝番 00418）の「特殊作業員 ※ 係数（1.073）、h1(0.0)、h2(0.0)」の計算方法・丸めのルールが統一されていると思いますが、ごく稀に積算プログラム上の演算記述の不具合などですれることもあります。今回、2,201 日と数量が大きいため、労務単価で 1 円ずれると金額差がかなり出てしまいます。今までの開示された設計書に今回の労務単価の事例（労務費調整係数による単価に週休二日補正を掛けて算定）がない現時点におかれましては、前記の労務単価そのものを公表していただけないでしょうか。	
38	参考資料 37 頁 SJ0380 号 送気設備運転 単価表の特殊作業員の単価は労務費補正係数による補正後の時点では丸め処理を行わず、週休 2 日の補正係数を適用後円未満切り捨ての丸めを行うものと考えてよろしいでしょうか。	

39	ニューマチックケーソン工：ニューマチックケーソン機械設備 送気用設備運転費において、特殊作業員は、2方または3方のどちらでしょうか。3方の場合の労務単価は、以下のように考えればよろしいでしょうか。それ以外の場合もご教示ください。特殊作業員労務単価＝基準額×（1+割増賃金対象比×0.073）	
40	共 SJ0380 号 送気設備運転 枝番 00418:労務調整（※）特殊作業員の単価は、週休 2 日の補正係数を乗じた単価に「※係数（1.073）」を乗じればよろしいでしょうか。	
41	共 SJ0380 号 送気設備運転 枝番 00418:労務調整（※）特殊作業員について、単価の丸め方法をご教示ください。	
42	共 SJ0380 号 送気設備運転 枝番 00419 電工は、※係数（1.073）は乗じないと考えてよろしいでしょうか。	
43	第 0008 号内訳書 送気用設備運転費 SJ0380 の特殊作業員の労務調整は、通常の労務調整係数補正の計算をした後、端数処理せずに週休 2 日補正をして、最後に小数点以下切り捨てで求める形でよろしいでしょうか。	
44	本工事に計上の配管工（労務費）について、週休 2 日制補正以外に割増を行っている項目をすべてご教示ください。	配管工について、週休 2 日補正以外の割増は行っていません。
45	本設計書で計上されている、配管工について労務費の割増はしていますか？	
46	本工事内訳書において、間接労務費、及び工場管理費は、鋼橋製作工 工場製作原価 間接工事費の率を用いて算出するものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	横浜市土木工事標準積算基準書「第 7 章橋梁工」の間接工事費の率を用いており、以下の率を使用しています。 ・間接労務費：40.8% ・工場管理費：33.5%
47	参考資料 2 頁 SJ0010 号 刃口金物等製作 単価表の製作工（橋梁）の摘要欄に管理区：7 の記載がございますが、間接労務費、工場管理費はどこに計上するのでしょうか。	また、調査基準価格の算定において、どの費用として分類されるかについて、間接労務費は共通仮設費に分類、工場管理費は現場管理費に分類します。 間接工事費の算定にあたり、摘要に「管理区：7」と記載しているものは、間接労務費、工場管理費、一般管理費のみ対象です。摘要に「管理区：5」と記載しているものは、一般管理費のみ対象です。
48	調査基準価格の算出方法について 間接労務費と工場管理費の掛け率（%）をご教示ください。	間接労務費及び工場管理費は一般管理費のみの対象です。
49	本工事費内訳書 P.8 間接労務費 間接労務費率は、40.8%で計上されているのでしょうか。	
50	本工事費内訳書 P.8 工場管理費 工場管理費率は、33.5%で計上されているのでしょうか。	
51	本工事費内訳書 P.8 間接労務費 間接労務費の対象額は、SJ0010 号 刃口金物等製作と SJ0590 号 ブロー回収装置製作のうち、製作工（橋梁）の労務費のみであると考えてよろしいでしょうか。	
52	工事費内訳書 P.8 工場管理費 工場管理費の対象額は、下記の項目でよろしいでしょうか。異なる場合は対象項目をご教示ください。 ・SJ0010 号 刃口金物製作 ・SJ0011 号 刃口金物等材料費 ・SJ0590 号 ブロー回収装置製作 ・TJ0490 ブロー回収装置材料費 ・間接労務費	
53	間接労務費率、工場管理費率をご教示ください。	

54	間接費の算出において、間接労務費及び工場管理費は、一般管理費のみの対象とすればよろしいでしょうか。また、調査基準価格を算出する際、間接労務費は共通仮設費、工場管理費は現場管理費に足して計算すればよろしいでしょうか。もしくは個別で算出する場合、掛率は 90% でよろしいでしょうか。	
55	第 0006 号 刃口金物製作・据付 下記項目は、全間接費（共通仮設費率分、現場管理費、一般管理費）の対象額に含まれると考えてよろしいでしょうか。・枝番 00271 刃口金物等据付 ・枝番 00023 皿板設置工	そのとおりです。
56	第 0023 号 ブロー対策 下記項目は、全間接費（共通仮設費率分、現場管理費、一般管理費）の対象額に含まれると考えてよろしいでしょうか。・枝番 00541 ブロー回収装置据付 ・枝番 00920 軸体内配管工	そのとおりです。
57	設計書 経費計算についての質問です。公有地内現場事務所設置補正について、「補正しない」でよろしいでしょうか。	公有地内現場事務所設置補正はしていません。
58	本工事における公有地内現場事務所設置補正の補正係数をご教示ください。	
59	経費計算についての質問です。公有地内現場事務所設置補正について、「補正しない」でよろしいでしょうか。	
60	工事エリア近傍、若しくは土地区画整理事業地内に現場事務所用地として使える土地はありますでしょうか。	現場事務所等について、仮設桟橋上や神奈川水再生センター内に設置することを想定していますが、詳細は契約後に協議します。
61	仕様書 P12 「14 現場環境改善関係（1）」における現場事務所、現場休憩所および見学所は仮桟橋上に設置可能と見てよろしいでしょうか。また、設置可能の場合、用地費は無償と考えてよろしいでしょうか。	
62	仕様書 別紙一 3 工程関係（3）において、本工事に近接して土地区画整理事業地内に施工されるため、相互の連絡・調整を密にして施工することとありますが、土地の仮設利用などできる場所はありませんか。	現時点では、区画整理事業地内において土地の仮設利用ができる場所はありません。
63	設計図面「ニューマチックケーソン設備配置計画図(参考図):図番 1K-03」に記載のニューマチックケーソン施工位置と仮設桟橋の間の道路(新設交差点から会社道踏切間)は、一般車両、歩行者は通行止めと見てよろしいでしょうか。ご教示ください。	ニューマチックケーソン施工位置と仮設桟橋の間の道路について、長期間通行止めを行うことは想定していません。
64	当工事に搬出入する運搬車両の運行経路のご指定はございますでしょうか。指定される経路がございましたら提示願います。	現時点では、運搬車両の運行経路の指定はありません。詳細は契約後に協議します。
65	都市計画道路 栄千若線は工事用地の一部として借地可能と見てよろしいでしょうか。	栄千若線を工事用地の一部として借地することは想定していません。
66	当工事施工時は設計図面「一般平面図」に記載の区画道路が完成していると見てよろしいでしょうか。ご教示ください。	一般平面図に記載の区画道路が完成していない状態で着工することを想定しています。 区画整理事業で行う迂回路切替や都市計画道

67	総合評価落札方式実施要領書（標準型） 「社会的要請に対応した提案」において、車両動線の適性配置による安全管理が求められています。図面 1K-03 で示されている道路形状は現在の道路形状と異なっていますが、施工時には図面 1K-03 で示される道路形状になっているものと考えてよろしいでしょうか。	路整備と競合するため、詳細は契約後に協議します。
68	入札説明書に完成期限は令和 15 年 3 月 25 日となっておりますが、総合評価落札方式実施要領書の落札者の決定は令和 8 年 3 月 2 日頃とのことから、工期は約 7 年と理解しています。この工期の設定方法（算定方法）をご教示ください。	施工時間や供用係数等を考慮して供用日を算出しています。また、区画整理事業により行われる迂回路の切替以前から、迂回路切替に支障となる箇所の作業ヤードや影響遮断壁の整備等を行うことを想定し、土地区画整理組合と協議しています。また、迂回路切替後からポンプ場の敷地が全面使用できるように調整しています。
69	（積算）参考資料 1 共 SJ0350 号 00406 タワークレーン本体損料(270tm)には 2, 541 供用日と記載されており、ご提示の条件であれば、この日数は当社の同種同規模工事の施工実績に照らしても妥当な供用日数と判断しております。ただ 2, 541 供用日数はそれだけで約 7 年に相当し、迂回路切替後（令和 8 年度下期）から工期末（令和 15 年 3 月 25 日）までの残存工期（最大 6 年 6 か月）を超過してしまいます。その他ケーン沈設完了後の着手になる放流施設等の建設に更に工期を要することになります。ご指定の工期末（令和 15 年 3 月 25 日）を超過する工程は提案できませんが、現状は乖離がありすぎるよう思います。実施工の実情に応じて工期延伸は協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	契約後、より詳細な着工時期や施工計画の検討等を行った上で、工事請負契約約款第 19 条及び第 20 条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。
70	工期は令和 15 年 3 月 25 日までと記載され、令和 8 年度 4 月に着手した場合、期間は約 7 年になります。参考資料「共 SJ0290」の損料からニューマチックケーソンのみで約 6.3 年と読み取れます。あと施工、管きょ工（放流きょ・中大口径推進）、桟橋撤去工、タワークレーン解体等の供用係数、施工時間、同時施工などの条件をご教示願います。	
71	入札説明書の記載では、「完成期限 令和 15 年 3 月 25 日まで」に設計書の全ての工事を完成させる必要があると読み取れます。関係各機関との協議あるいは区画整理事業施工者等による制約条件や工事調整に変更が生じた場合は変更が可能と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	
72	設計書の内訳書第 0008 号 ニューマチックケーソン機械設備損料において、供用日数の算出に使用する供用係数はどのようにお考えでしょうか。その他の工種も含めて、年間の休日や悪天等の不稼働日を考慮した供用係数について、積算と実施工が異なる場合は別途、協議の対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	

73	仕様書3工程関係(4)より、本工事の着手可能時期、範囲は区画整理事業からの工事場所引継ぎにより決定するため、工事の開始時期により工期も変動するという認識でよろしいでしょうか。また、施工量に比して施工ヤード、資機材の搬出入箇所が限られることから提示された工期内での施工は難しいと思われます。受注後の工期延伸について協議いただけますでしょうか。	
74	仕様書別紙一3工程関係(4)において、表中に区画整理事業による迂回路の切替が令和8年度下期と記載されています。この迂回路が現状位置のままである場合、ケーソンの本体躯体の一部と位置的に重複いたします。迂回路と重複しないエリアの仮設等、準備工は順次着手する予定ですが、重複する部分の仮設及びケーソン本体工は迂回路切替後(令和8年度下期)の着手と考えますが、それでよろしいでしょうか。	
75	着手時期について標準で考えると、工事中の護岸道路(市道六角橋535号線)のJR貨物線路～旧龍宮橋部までが供用開始され、かつ、旧東高島駅前の新設道路が完了し、工事用迂回路が撤去されないと工事に着手できませんが、全線供用開始(区画整理事業の公表工程では「令和9年下期」)以降に着手となると休止期間が長く、工事期間が足りません。想定されている着手時期と、着手時の施工ヤードの状況をご教示願います。	
76	本工事における積算工程についてご教示ください。また、簡易な施工計画の概略工程表を作成するにあたり、本工事着手日をお示しください。	概算工程については、No.68の回答をご参照ください。簡易な施工計画の概略工程表の作成については、No.240の回答をご参照ください。
77	仕様書別紙一3工程関係(4)において、「迂回路の切替は令和8年度下期から行われる予定である。」と記載されていますが、区画整理事業の場合、宅地・外周道路整備完了しないと使用収益の開始ができないと考えておりますので、すべての工事着手は、迂回路の切替が完了してからと考えてよろしいでしょうか。	ポンプ場の敷地について、土地区画整理組合と売買契約を締結しており、売買契約締結時点から横浜市が使用し収益することができます。なお、横浜市に所有権が移転する日まで、土地区画整理組合は区画整理事業を行うために当該敷地を使用することができますとしています。そのため、迂回路の切替が完了する前から、本工事の一部に着手することを想定していますが、詳細は契約後に協議します。
78	仕様書別紙一3工程関係(4)において、「迂回路の切替は令和8年度下期から行われる予定である。」と記載されていますが、迂回路が完了すると、区画整理組合から仮換地の使用収益の開始通知が頂けると考えてよろしいでしょうか。	今回工事では建築確認申請手続きは不要です。今回工事の構造を確定させるため、上部に構築する建築物に関する設計は行っています。詳細は契約後に協議します。
79	仕様書別紙一3工程関係において、東高島ポンプ場(土木工事)の上部に構築する建築物に関する記載がありません。横浜市で実施する建築確認申請手続きにより、本工事の着手時期に影響が出る可能性がありますか。手続きの時期をご教示ください。	今回工事では建築確認申請手続きは不要です。今回工事の構造を確定させるため、上部に構築する建築物に関する設計は行っています。詳細は契約後に協議します。
80	仕様書別紙一16完成図・納品関係において、東高島ポンプ場(土木工事)の上部に構築する建築物に関する別途の完成品のまとめなどありますか。また、建築確認申請にかかる検査などは必要でしょうか。	

81	本ポンプ場の地下構造物は建築確認申請の対象範囲でしょうか。申請対象の場合、申請業務は発注者で、すでに完了していると考えてよろしいでしょうか。	
82	図番 1A-15~32 他 各断面図に示されている土木あと施工壁について配管設備工事が完了後に施工するものがある場合、それらは別途工事と考えてよろしいでしょうか。	配管設備工事の完了後に施工が必要なあと施工壁は、別途行う設備工事と併せて別工事で施工することを想定しています。
83	設計図 1S-71~85 等に記載されたホイストレールおよびクレーンガーダー等の付帯設備については、設計書で計上されていないため設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	ホイストレール及びクレーンガーダー等の付帯設備の一部について、別途行う設備工事で施工するものが記載されています。 工事請負契約約款第 19 条及び第 20 条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。
84	設計図 1A-59~61 に記載された EV 詳細については、設計書で計上されていないため設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	エレベーターは、別途行う設備工事で設置します。 工事請負契約約款第 19 条及び第 20 条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。
85	第 0910 号 運搬費 01012 貨物自動車による運搬(1 車 1 回)、及び 01013 貨物自動車による運搬(1 車 1 回)において、計上されている 運搬中の賃料(損料)の計上方法の詳細、または一式計上金額をご教示ください。	入力条件一覧表をご参照ください。
86	設計書の内訳書第 0910 号 運搬費において、摘要がバニーマチックケーリン仮設の重建設機械分解組立輸送が片道のみの積算となっている理由について、ご教示願います。	設計書のとおり積算してください。 工事請負契約約款第 19 条及び第 20 条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。
87	第 0925 号 事業損失防止施設費 下記の項目は諸経費が含まれていますが、摘要欄に管理費区分の記載がありません。よって、全間接費(共通仮設費率分、現場管理費、一般管理費)の対象額に含まれると考えてよろしいでしょうか。 ・枝番 01843 打合せ協議(中間打合せ 1 回) ・枝番 01844 作業計画書の作成 ・枝番 01845 家屋調査現地踏査 ・枝番 01472 家屋事前調査(概査)(工作物の調査)	基準単価表をご参照ください。間接工事費の算定にあたり、摘要に「管:9」と記載しているものは、全ての間接費の対象にしません。
88	第 0925 号内訳書 打合せ協議、作業計画書の作成、家屋調査現地踏査、家屋事前調査(概査)は、管理費区分の記載がありませんが、下水道工事積算体系表に書かれている通り全間接費の対象外としてよろしいでしょうか。	
89	仕様書 別紙一 5 周辺環境保全関係(2)において、家屋調査の記載がありますが、家屋調査の対象家屋をご教示ください。	近接する鉄道を想定しています。詳細は契約後に協議します。
90	設計書 P68 第 0925 号 内訳書の家屋事前調査(概査)(工作物の調査)において、630m ² 以上 1300m ² 未満とありますが、何 m ² でお考えでしょうか。	
91	仕様書 P7 「5 周辺環境保全関係(2) 家屋調査」における調査数量等とは、家屋調査何軒を想定されているのでしょうか。	

92	入力条件一覧表 WB251920 号 覆工板賃料 枝番 01894 J05 仮設材(覆工板、山留材)整備費は、入力値 1020 に修理費及び損耗費算定のための係数 1.22 を乗じていると考えてよろしいでしょうか。	入力条件一覧表に記載の仮設材の整備費や不足分弁償金における入力値は係数を乗じていません。この入力値に各係数を乗じて積算してください。
93	参考資料 134、135 頁 入力条件一覧表の山留材賃料及び覆工板賃料の整備費や不足分弁償金の入力値は入力後それぞれの条件による係数が乗せられ計上されるものと考えてよろしいでしょうか。	
94	入力条件一覧表 WB251910 号 山留材賃料 枝番 01891 J04 鋼製山留材整備費および J07 鋼製山留材部品整備費(副 A)並びに J09 不足分弁償金(新品)(副 B)は、入力値に修理費及び損耗費算定のための係数を乗じていると考えてよろしいでしょうか。	
95	入力条件一覧表 WB251910 号 山留材賃料 枝番 01794、01796、01798 J04 鋼製山留材整備費および J07 鋼製山留材部品整備費(副 A)並びに J09 不足分弁償金(新品)(副 B)は、入力値に修理費及び損耗費算定のための係数を乗じていると考えてよろしいでしょうか。	
96	第 0032 号内訳書 山留材賃料 WB251910 の副部材 A の登録単価一覧表の単価に供用日数(1080 日)を掛けた金額は、賃料計上限度額を超えておりますが、このまま計上しておりますでしょうか。	設計書のとおり積算してください。 工事請負契約約款第 19 条及び第 20 条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。
97	図面 図番 1K-03 ニューマチックケーソン設備配置計画図(参考図)に示されている仮設桟橋は現況の仮設桟橋と設置形状や面積が違うようですが、工事着手時には図面と同じ形状になっていると考えてよろしいですか。	令和 8 年度上期に土地区画整理組合より引継ぎを受ける予定としており、この際には図面と同じ形状になっていることを想定しています。
98	設計書 P56~57 桁引抜について、仕様書 P8(7 仮設工関係■イ)において、「仮設桟橋工の構造は、設計図面のとおりとし、・・・」とありますが、設計図では D-02 一般平面図でしか図示されておらず構造が不明のため、設計書記載の各項目との整合性がわかりません。「桟橋構造図」と「杭抜き施工時の設備配置図」の明示をお願いします。	設計書のとおり積算してください。詳細は契約後に協議します。
99	図面 1K-03 参考図に記載の桟橋への工事車両の入場は、神奈川水再生センター前面道路(日清オイリオ(株)跡地)から出入りすることは可能でしょうか。	仮設桟橋は、ポンプ場隣接部及び神奈川水再生センター方面の 2 箇所で、区画整理事業で整備する道路下部に桁を設け、勾配をつけて道路と接続します。
100	図面 図番 1K-03 ニューマチックケーソン設備配置計画図(参考図)に示されている仮設桟橋は、道路と接続し通行可能と考えてよろしいですか。 (横浜市都市計画道路 3・3・52 栄千若線、市道六角橋第 535 号線)	
101	同図面の仮設桟橋について、桟橋左端部は新設道路上に設置されると考えてよろしいでしょうか?また、新設道路と仮設桟橋の高さ関係はどのようになるのでしょうか?ご教示ください。	

102	図番1K-03 ニューマチックケーソン設備配置計画図（参考図）に示されている仮設桟橋へは、道路に面した2箇所から出入りが可能と考えてよろしいでしょうか。	
103	仕様書 別紙一1 7 仮設工関係において、仮設桟橋の使用にあたり、河川占有の継続手続きなど、必要な手続きがありましたらご教示ねがいます。	仮設桟橋について、横浜市が引き継いだ際には道路及び河川の占用を横浜市にて行うことを予定しています。詳細は契約後に協議します。
104	仕様書 別紙一1 7 仮設工関係において、仮設桟橋の使用にあたり、接道している部分に関して、手続きなどなく、そのまま使用できることでよろしいですか。道路局との協議は不要と考えてよろしいですか。	
105	仕様書 P7~8 「6 仮施設関係（6）その他」において、道路及び河川の占用協議は横浜市が行うという認識でよろしいでしょうか。	
106	図番1K-03 ニューマチックケーソン設備配置計画図（参考図）に示されている仮設桟橋は、土地区画整理組合より引継ぎを受けた後は仮設桟橋上の全範囲を本工事にて使用可能と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
107	図面1K-03、特記仕様書 P.8 6 仮施設関係(6) 図面で示されている仮設桟橋上は、全ての範囲を本工事において占用できると考えてよろしいでしょうか。	
108	共 SJ1390 号 仮囲い設置・撤去 枝番 01832 仮囲い 10m 当り 仮設材損料単管土中打込式 H=3.0m の単価は、土木工事標準積算基準書II-5-⑬-1に記載されている「仮囲い仮設材損料」で計上されているのでしょうか。	そのとおりです。
109	設計書 第0001号作業ヤード整備において、仮囲い設置・撤去の施工範囲を示す図面をご提示ください。	仮囲いについて、ポンプ場の敷地外周に設置することを想定しています。詳細は契約後に協議します。
110	設計書 第0001号作業ヤード整備において、仮囲いと図面 1K-01 仮設図(造成時)に示される親杭横矢板工との取り合い(詳細図)をご提示ください。	仮囲いについて、親杭横矢板工の外周側に設置することを想定しています。詳細は契約後に協議します。
111	設計書 第0001号作業ヤード整備において、仮囲い設置撤去工 2箇所の位置をご提示ください。	仮囲い門扉について、踏切付近に設置することを想定しています。詳細は契約後に協議します。
112	設計書 第0016号コンクリート 01657 SEW工(395×535)の詳細図をご提示ください。	設計書のとおり積算してください。詳細は契約後に協議します。
113	設計書 P25 第0016号内訳書において、仮壁のSEW工が計上されていますが、図示がありません。ご教示願います。	
114	設計書の内訳書第0016号コンクリートにおいて、SEW工が計上されていますが、図面がありません。ご提示願います。また、設置の際に必要となる架台は含まれているのでしょうか、ご教示願います。	

115	設計書 P25 第 0016 号 内訳書において、仮壁の SEW 工が計上されていますが、切削可能部材であれば、他の部材を使用することも可能でしょうか。	
116	SJ0990 号 クローラクレーン(油圧駆動式)50t 吊の「L301010150 クローラクレーン(油圧駆動式) 50t 吊」の単価について、物価資料の単位は「月」あたりの単価ですが、日当たり単価算出にあたり、計算方法、計算課程の端数処理などの算出根拠をご教示ください。	L301010150 の単価は、土木工事資材等単価表(横浜市道路局)の「L001140005」と同一です。 積算資料、建設物価の月当たり単価から、保証日数 22 日で割った価格を平均し、有効桁を 3 桁として、4 桁以降を切り捨てています。 なお、物価資料は 8 月号の単価を採用しています。
117	SJ0990 号 クローラクレーン(油圧駆動式)50t 吊 - 「L301010150 クローラクレーン(油圧駆動式) 50t 吊」の単価根拠は、物価資料の「月あたりの単価」を根拠とされておられるのでしょうか。その場合は日当たり単価に換算する際の計算根拠、桁まるめ等、計算根拠をご教示願います。	
118	共 SJ0990 号 クローラクレーン(油圧駆動式) 50t 吊 クローラクレーン(油圧駆動式) 50t 吊 L301010150 の単価は、横浜市土木工事資材等単価表・道路局の「L001140005」と同じであると考えてよろしいでしょうか。	
119	共 SJ1010 号 連続壁(泥土低減) 枝番 01104 空気圧縮機(3 次) 可搬式エンジン駆動スクリュ 5.0m ³ /min の内訳(規格、数量)をご教示ください。	基準単価表をご参照ください。 空気圧縮機の単価は、土木工事資材等単価表(横浜市道路局)の「L001090004」です。 積算資料、建設物価の単価を長期割引 35% を適用した価格を平均し、有効桁を 3 桁として、4 桁以降を切り捨てています。 なお、物価資料は 8 月号の単価を採用しています。
120	共 SJ1010 号 連続壁(泥土低減) 枝番 01108 バックホウ[クローラ]排対(2 次) 山積 0.45m ³ (平積 0.5m ³) の内訳(規格、数量)をご教示ください。	基準単価表をご参照ください。
121	SJ1220 号 引抜同時充填管設置工 01265 発動発電機運転ディーゼルエンジン駆動排対 25kVAにおいて、内訳の歩掛は、燃料 48L、機械賃料 1.2 日と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、計上されている歩掛の詳細(項目名称規格、数量等)についてご教示ください。	
122	SJ1220 号 引抜同時充填管設置工 01277 バックホウクレーン付 1.7t(2 次) 山積 0.28m ³ 平積 0.2m ³ において、内訳の歩掛は、労務費 1 人、燃料 38L、機械賃料 1.5 日と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、計上されている歩掛の詳細(項目名称規格、数量等)についてご教示ください。	
123	SJ1220 号 引抜同時充填管設置工 01278 クレーン装置付トラック 4~4.5t 級 2.9t 吊において、内訳の歩掛は、労務費 1 人、燃料 19L、機械損料(15 棚)1.06 供用日と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、計上されている歩掛の詳細(項目名称規格、数量等)についてご教示ください。	

124	SJ1220号 引抜同時充填管設置工 01280ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]4t 積級において、内訳の歩掛は、労務費1人、燃料32L、機械損料(15欄)1.29 供用日、損耗費補修費1.29 供用日と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、計上されている歩掛の詳細(項目名称規格、数量等)についてご教示ください。	
125	共 SJ1220号 引抜同時充填管設置工 杭長18.5 下記の内訳(規格、数量)をご教示ください。・枝番01265 発動発電機運転 ディーゼルエンジン駆動 排糞 25kVA ・枝番01277 バックホウクレーン付1.7t(2次)山積0.28m ³ ・枝番01278 クレーン装置付トラック 4~4.5級 2.9t吊 ・枝番01280 ダンプトラック[オンロード・ディーゼル]4t 積級	
126	共 SJ0070号 仮設備の組立・解体費 タワークレーン 枝番00074 橋梁用架設工具損料は、「横浜市土木工事標準積算基準書IV-7-③-20 表13.1 設備及び工具の供用日数等」に記載されている架設工具の損料額で計上されていると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
127	仕様書17その他(7)「鉄道、護岸、橋梁について近接施工協議を行っている」とありますが、施工における許可条件、または協定などあればご教示ください。	鉄道について、軌道計測、軌道整備については、東日本旅客鉄道株式会社と協定締結し委託することを予定しています。その他の詳細は契約後に協議します。
128	仕様書 別紙-1 1 特別な安全配慮事項において、鉄道協議の記載がありますが、設計時の鉄道協議の条件は、仕様書、設計図面などに反映していると考えてよろしいでしょうか。	現時点での協議状況は反映しています。
129	仕様書 別紙-1 1 特別な安全配慮事項において、「鉄道、橋梁、護岸の近接施工」の記載がありますが、この他に埋設管等の近接物件はないと考えてよろしいですか。	仕様書には影響の大きい施設を記載しています。このほか、区画整理事業においてライフライン等の整備が予定されているため、鉄道、橋梁、護岸以外の近接物件があります。詳細は契約後に協議します。
130	施工ヤードの南西側にJR貨物の建屋(青い屋根)が現存していますが、当該工事施工期間中も現存するのでしょうか。また、この建屋は供用中のもので残置されるものなのでしょうか、工事期間中に解体予定のものでしょうか。	この建屋は本市とは関係のない建物のため、回答はできません。
131	ケーソン沈設施工時の検討の際に、周辺地盤への影響解析を行っていると思いますが、解析結果の提示を願います。	影響解析は行っていますが、現時点では提示しません。詳細は契約後に協議します。
132	仕様書P14~15 「17その他(7)」における近接施工協議は、完了していると考えてよろしいでしょうか。未了の場合の継続協議は、発注者が行われ、受注者に委ねられることはないと考えてよろしいでしょうか。	設計協議は完了していません。現時点での協議状況は反映しています。設計協議については横浜市で実施しますが、技術提案や施工に関する内容等について、請負人による資料作成や協議等が必要になることを想定しています。
133	仕様書 別紙-1 1 特別な安全配慮事項において、近接する護岸、橋梁については、近接に関する設計協議は完了していると考えてよろしいでしょうか。また、設計協議の条件は、仕様書、設計図面などに反映していると考えてよろしいでしょうか。	

134	仕様書 P4 「2 安全対策関係」において、関係機関との協議は完了していますでしょうか。同じく「2 安全対策関係」の■ (4) P5 冒頭に「・・・当該工作物の管理者から防護措置について申し出があったもの。」との記載がありますが、この「防護措置」の具体的なご指示はございますか。	設計協議は完了していません。現時点で具体的な防護措置の指示はありませんが、今後の協議により、列車見張員や防護措置等の設計変更が生じる可能性があります。
135	特記仕様書 P15 (7) 関係機関及び自治体等との協議にて、鉄道、護岸、橋梁について沈下・変状に関する管理基準値などがありましたらご教示ください。	沈下・変状に関する管理基準値や取り決め等は現在協議中です。詳細は契約後に協議します。
136	総合評価落札方式実施要領書(標準型) 「社会的要請に対応した提案」において、近接する鉄道軌道に対する影響対策が求められていますが、鉄道軌道の管理基準値等、管理すべき取り決めがあればご教示願います。	
137	構造細目共通図 表 1.3.1 コンクリートの仕様に示されている分類：鉄筋コンクリート、コンクリート種別：高流動コンクリートについて、コンクリート種別とスランプフローは仕様が指定されていますが、設計基準強度とセメント種類の指定がございません。ご教示ください。	高流動コンクリートの強度等は次のとおりです。 ・予備強度 65-65-20 (普通)、石灰石微粉末添加量 90kg/m3
138	設計書 第 0016 号内訳書 コンクリート 高流動コンクリート 19,920m3 の打設箇所をご教示ください。	過密配筋部を高流動コンクリートで打設することを想定しています。詳細は契約後に協議します。
139	設計書 第 0016 号コンクリート 01655 のコンクリートの摘要に「高流動コンクリート」と記載があります。また、図面 1 の構造細目共通図(複合構造物)の 1.3 コンクリートの仕様には、「土木部のコンクリート区分は、高流動コンクリート配置図を参照とする」と記載があります。高流動コンクリート配置図をご提示願います。	
140	構造細目共通図 表 1.3.1 コンクリートの仕様に示されている分類：鉄筋コンクリート、コンクリート種別：高流動コンクリートについて、注釈にて「土木部のコンクリート区分は、高流動コンクリート配置図を参照とする」と記載されておりますが、この高流動コンクリート配置図が見当たりません。ご教示ください。	
141	設計書 25P 高流動コンクリート(19,920m3)と記載がありますが、図面に打設場所の記載がありません。打設箇所のご教示を願います。	
142	設計書 P.25 高流動コンクリート 19,920m3 の対象箇所をご教示ください。	
143	005-001 図面 38/59 (図面番号 1S-01) 1-3 コンクリートの仕様について、注釈で注意 2: 土木部のコンクリート区分は、「高流動コンクリート配置図」を参照とする。と記載がありますが、「高流動コンクリート配置図」は、どこに図示されているのでしょうか?	

144	図面: 1S-23 軸組図(1) 本体躯体構築は19ロットとなっていますが、一日あたりのコンクリートの供給、打設量からロットの中で打ち分けることが必要と考えます。その際の打継箇所、鉄筋の継手位置、止水板の設置などは協議できるとの認識でよろしいでしょうか。	設計上は1日当りの打設量は平均して315m ³ を想定しています。打継についても想定を行っていますが、詳細は契約後に協議します。コンクリートプラントや打設計画等の状況により、工事請負契約約款第19条及び第20条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。
145	設計書 第0016号コンクリート 01655 および01656のコンクリートにおいて、1日あたりの打設量は100m ³ 以上500m ³ 未満と記載されていますが、工程算出上の1日あたりの打設量は何m ³ と想定されていますでしょうか。また、その想定打設量が実施工事に実態と合わない場合は協議対象と考えてよいかご教示願います。	
146	設計書 P25 本工事内訳書 第0016号 コンクリートに止水板について、設置位置図をご教示ください。	
147	図面 1K-01 仮設図(造成時)での掘削発生土の運搬処分費はどちらに記載されているのでしょうか。	第0004号内訳書に計上しています。
148	土砂処理方法について、運搬のみ計上されていますが、積込み費には変更対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	排土設備による積込を想定しています。工事請負契約約款第19条及び第20条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。
149	図面: 1S-13~22 伏図 ご提示いただいた図面では施工時開口範囲が判り辛いのでハッチを掛けていただけますでしょうか。	図面の修正はできません。詳細は契約後に協議します。
150	仕様書3工程関係(6)に、「ニューマチックケーソン工における沈下掘削について、施工時間は8:00~19:30の施工を予定している。」とありますが、それ以外の時間帯での施工は可能でしょうか。	現時点では、ニューマチックケーソン工における沈下掘削の施工は8:00~19:30以外の時間帯での施工は想定していません。また、それ以外の施工は8:00~17:00を想定しています。工事請負契約約款第19条及び第20条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。
151	本工事はJR貨物やマンションに近接して大型のケーソン工事を行うため、現在示されている施工時間以外にも制約が生じる可能性があります。その場合、実態に合わせた積算をし、設計変更にてご対応いただけだと考えてよろしいでしょうか?	
152	本工事における作業時間は、ニューマチックケーソン工:沈下掘削 一方 8:00~19:30(実働10.5h)で、それ以外の作業時間は、8:00~17:00(実働8h)と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は作業時間についてご教示ください。	
153	特記仕様書「3 工程関係」の(6)その他には、「ニューマチックケーソン工における沈下掘削」についてのみ施工時間の制約が記載されていますが、その他の工事についてはどのようにお考えでしょうか、ご教示願います。	
154	特記仕様書 P.6 「ニューマチックケーソン工における沈下掘削について、施工時間は8:00~19:30の施工を予定している」と記載されていますが、その他の作業は全て昼間作業と考えてよろしいでしょうか。	

155	特記仕様書 6 頁 (6)その他に「ニューマチックケーソン工における沈下掘削について、施工時間は 8:00~19:30 の施工を予定している。」と記載がございますが、超過 2.5 時間にについて労務費及び機械損料・機械賃料の補正は行っているのでしょうか。また、補正の算定式をご教示ください。	施工時間を考慮した労務費や機械損料等を計上しており、労務調整は行っていません。設計書のとおり積算してください。詳細は契約後に協議します。
156	共 SJ0100 号 沈下掘削(機械掘削)有人 各種労務単価について、仕様書 P6 (6) その他では「ニューマチックケーソン工における沈下掘削の施工時間は 8:00~19:00 を予定している」と記載されていますが、参考資料には労務調整の記載がございません。労務調整が必要な場合は係数 (h1、h2) をご教示ください。	
157	第 0016 号内訳書 コンクリート 01656 コンクリートにおいて、計上されている生コンクリート 24-12-25(20) (高炉) 単価は、横浜市単価表 Z002012005 と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は計上されている単価の出典の詳細についてご教示ください。	そのとおりです。
158	本設計書で計上されている CB240010 コンクリートについて、採用している生コンクリートの規格の 24-8-25 (20) (高炉) と 18-8-25 (高炉) の水セメント比をご教示ください。	生コンクリートの水セメント比は次のとおりです。 ・24-8-25 (20) 水セメント比 55%以下 ・18-8-25 (20) 水セメント比 60%以下
159	第 0021 号内訳書 あと施工 01752 モルタル金ごて仕上げにおいて、計上されている砂の単価は横浜市単価表 Z002104002 と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は計上されている砂の規格、単価の出典の詳細についてご教示ください。	基準単価表をご参照ください。モルタル金ごて仕上げの材料は次のとおりです。 ・セメント: Z002002006 セメント(普通ポルトランド) 25kg 袋入 (取引数量 160~320 袋) ・砂: Z002104002 洗砂コンクリート用骨材 細目
160	設計書 35 頁 第 0021 号 あと施工内訳書のモルタル金ごて仕上げのモルタル材料は普通ポルトランドセメント (25kg 袋入(大口) 取引数量 160~320 袋)、洗砂(細目) でよろしいでしょうか。	
161	第 0021 号 あと施工 枝番 01752 モルタル金ごて仕上げは、モルタル材料としてセメント(高炉 B) 25kg 袋物と洗砂(細目) を計上されているのでしょうか。	
162	第 0021 号 あと施工 枝番 01752 モルタル金ごて仕上げは、枝番 01745 コンクリートに付随するものであり、モルタル金ごて仕上げの項目には材料およびモルタル練は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	
163	第 0021 号内訳書 モルタル金ごて仕上げ内のモルタル練工で使用する材料は、セメント(普通ポルトランド) 25kg 袋入(大口) 取引数量 160~320 袋 Z002002006 と、洗砂コンクリート用骨材 細目 Z002104002 でよろしいでしょうか。	
164	第 0025 号内訳書 ころがし配線(全損) 2PNCT, 14sq×3c-SJ0730 号 この代価表のケーブル仕様名称と代価表内に計上されるケーブル仕様名称が異なります。設計書記載条件のとおり積算してよろしいでしょうか。異なる場合は積算条件等をご教示ください。	代価表の規格名称に誤りがあります。正しくは「ころがし配線(全損) 2PNCT, 5.5sq×3c」です。設計書のとおり積算してください。

165	第 0024 号 受電設備、第 0026 号 電動機設備 00902 高圧電動機設備において、計上されている設備費は全損と考えてよろしいでしょうか。全損ではない場合は採用されている損率についてご教示ください。	SJ0630 高圧受電設備、SJ0640 高圧受電設備、SJ0770 高圧電動機設備に計上している設備費について、横浜市土木工事標準積算基準書において「損率」とされているものにおいても「全損」としています。損料率による補正は行っていません。
166	第 0024 号 受電設備 枝番 00586 高圧受電設備と枝番 00587 高圧受電設備で使用する材料の単価は、設置期間による損率を考慮していないと考えてよろしいでしょうか。損率を考慮している場合は、それぞれの設置期間をご教示ください。	
167	図面 図番 1K-06 排土用キャリア基礎杭計画図 (参考図) に示されているコンクリートディストリビュータ基礎杭が、設計書に計上されていません。設計書通り積算し、工事契約後、契約変更対象と考えてよろしいですか。	設計書のとおり積算してください。 工事請負契約約款第 19 条及び第 20 条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。
168	ディストリビューター基礎杭が数量に含まれていませんが、どのようにお考えでしょうか、ご教示願います。	
169	図面 1K-06、1K-07 (参考図) での基礎杭は、アースオーガ工法を想定されているのでしょうか。また、設計書 P42 第 0029 号 内訳書では、設置のみで撤去が含まれておりませんが、他の項目で積算されているのでしょうか。	基礎杭はアースオーガ工法を想定しており、残置することを想定しています。 工事請負契約約款第 19 条及び第 20 条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。
170	図面：1K-03 ニューマチックケーソン設備配置計画図(参考図) ご提示いただいた図面では送気管が区画道路 12-3 号線を横断していますが、工期中は道路を占用できると考えてよろしいでしょうか。	送気管は道路へ埋設することを想定しています。なお、河川、道路との協議は完了していません。詳細は契約後に協議します。 工事請負契約約款第 19 条及び第 20 条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。
171	図面 図番 1K-03 ニューマチックケーソン設備配置計画図 (参考図) に示されている送気配管の運河や道路を渡る構造をご提示ください。	
172	図番 1K-03 ニューマチックケーソン設備配置計画図 (参考図) に示されている送気管類は、図面右側の仮設桟橋から図面左側の施工場所へ配管することになっておりますが、新設される道路を横断する形になります。これらは、架空配管になりますか？それとも埋設配管になりますか？ご教示ください。	
173	図面 1K-03 に記載の送気管類の道路横断の方法は、架空でしょうか、埋設でしょうか。図面 1K-07 で配管タワー(参考図)がありますが、このタワーが送気管類のタワーなのか横断部の図示がないため不明です。横断部の送気管類配置図の提示をお願いします。	
174	図面 1K-03(参考図)において、仮桟橋から現場施工ヤードまでの送気管類の横断について河川、道路との協議は完了していますでしょうか。協議未了の場合、協議に要する日数は工期延伸対象と考えてよろしいでしょうか。	
175	設計書 44 頁 第 0031 号 空気圧縮機構台工内訳書の覆工板・覆工板受桁設置(覆工板設置面積 700m ² 以下)は設置のみでよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。詳細は契約後に協議します。

176	設計書P74第0930号内訳書－参考資料 共SJ0950における救護用チャンバーの仕様は、記載されている(φ1.08×長さ4.6m)の指定のみでしょうか。	設計書のとおり積算してください。詳細は契約後に協議します。
177	設計書の内訳書第0014号中埋めコンクリートの配合が指定されていません。どのようにお考えでしょうか、ご教示願います。	中埋めコンクリートの配合について、個別登録単価一覧表「Y000210000 - 00159」に記載した配合を想定しています。
178	図面 図番1K-20 刃口金物(2) (参考図)によると、フリクションカットが刃口先端部に22mm、刃口先端から2.5mの位置(ブロー回収装置の位置)に30mmと示されています。また、図面1S-393 刃口配筋図(1) (参考図)には、刃口先端から7.5mの位置(1ロット天端位置)に50mmのフリクションカットが示されています。合計102mmのフリクションカットを計画していると考えてよろしいですか。	フリクションカットは30mmを想定しています。詳細は契約後に協議します。
179	設計書 第0007号ニューマチックケーソン機械設備の00324「酸素集合装置設置・撤去(マンロック, ホスピタルロック用)」について、土木工事標準積算基準書II-3-④-12ページの表10.3によると、設置・撤去とともに共通の諸雑費率30%が示されています。一方、表10.3の下には「(注)2.諸経費は、設置に伴う配管材料の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。」との注記があります。注記からは、諸雑費の内容は設置作業にしか関わらないように読みますが、表10.3に示されたとおり、撤去工事にも諸経費30%を計上すると考えてよいでしょうか。または、諸雑費30%は撤去作業にはかからず設置作業にしか計上しないと考えるべきでしょうか。	基準単価表をご参照ください。
180	第0007号内訳書 酸素集合装置設置撤去WB231380の諸雑費は、設置、撤去両方の労務費の合計に乘じていますでしょうか。	
181	設計書 第0036号内訳書 仮設備工(刃口) 構造物とりこわし、殻運搬および建設廃材処理料は無筋となっていますが、ケーソンの仮壁と思われます。実際には有筋と考えてよろしいでしょうか。	仮壁は無筋として、ニューマチックケーソンを施工することを想定しています。詳細は契約後に協議します。
182	設計書 第0036号内訳書 仮設備工(刃口) 刃口撤去工は参考資料にラフテレーンクレーンを見込んでいますが、到達側シールドに引き上げようの開口があると考えればよろしいでしょうか。	到達側シールドに引上げ用の開口はありません。設計書のとおり積算してください。詳細は契約後に協議します。
183	参考資81頁 SJ1070号 坑内作業工 単価表は0.7m当たりとなっておりますが、0.7mで割り戻した単価は小数点以下切り捨て丸めでよろしいでしょうか。	SJ1070坑内作業工について、諸雑費(率+まるめ)により、有効数字4桁になるように諸雑費率以内で端数を計上し、合計額を算出しています。この合計額を割返し1円未満を切捨てし、1円までとしています。
184	参考資84頁 SJ1120号 支圧壁工 単価表の「1m ² - 1支保・くさび結合支保は、横浜市土木工事標準積算基準書(土木工事編)II-5-⑦-6 表3.2 支保材設置・撤去歩掛(小規模)(10空m ³ 当たり)の歩掛をご採用でしょうか。	基準単価表をご参照ください。

185	仕様書 P11 「10 地盤改良工関係 (1) 」は、設計書 P49 内訳書 0037 号と一致するものと考えてよろしいでしょうか。	仕様書に記載している地盤改良工関係は、第 0037 号内訳書に計上しているものです。設計書のとおり積算してください。
186	SJ1100 号 裏込注入工 01184 注入材料において、計上されている材料の配合、材料規格及び単価の出典の詳細についてご教示ください。	基準単価表をご参照ください。
187	共 SJ1100 号 裏込注入工 枝番 01184 注入材料の内訳 (品名・数量) をご教示ください。	
188	SJ1070 号 坑内作業工 01132 滑材において、計上されている材料の配合、材料規格及び単価の出典の詳細についてご教示ください。	基準単価表をご参照ください。
189	SJ1070 号 坑内作業工において、「D40KA014010 滑材」の単価表構成は、1000L 当り「Z403021013 スムースエース : 1000L」、「Z403013001 水 使用水量 20m3 口径 13mm : 1m3」でよろしいでしょうか。	
190	参考資 81 頁 SJ1070 号 坑内作業工 単価表の滑材 D40KA014010 は横浜市下水道河川局のスムースエースをご採用でしょうか。また、配合の詳細をご教示ください。	
191	SJ1070 号 坑内作業工 - 「D40KA014010 滑材」は、1000L 当り「Z403021013 スムースエース : 1000L」、「Z403013001 水 使用水量 20m3 口径 13mm : 1m3」ででしょうか。異なる場合は、計上されておられる単価、名称、単価コード等をご教示願います。	
192	共 SJ1070 号 坑内作業工 枝番 01132 滑材 1000L 当りの内訳 (工種、数量) は、下記の通りでよろしいでしょうか。異なる場合は、内訳をご教示ください。 ・ベントナイト (250 メッシュ) 数量 : 150kg ・水 (使用水量 20m3 口径 13mm) 数量 : 0.94m3 ・普通作業員 数量 : 0.2 人	
193	設計書 第 0036 号内訳書 仮設備工 (刃口) 到達口切断 24m とありますが、到達側のシールドセグメントはスチール製でアセチレンガスなどによる切断という仕様でしょうか。シールドと推進官との接合についてはどのように考えればよろしいでしょうか。	設計書のとおり積算してください。シールドと推進管との接合や図面等について、詳細は契約後に協議します。
194	設計書 第 0034 号推進用合成鋼管 (刃口) に関する図面一式をご提示ください。	
195	設計書 第 0036 号仮設備 (刃口) に関する図面一式をご提示ください。	
196	設計書 第 0037 号低圧浸透注入に関する図面一式をご提示ください。	
197	設計書 P5 本工事内訳書 管きょ工 (中大口径推進) 1 式について、図面が見当たりません。補助地盤改良工の図面も合わせて、ご教示ください。	
198	参考資 80 頁 SJ1060 号 管内掘削工 単価表の土質をご教示ください。また、本工事の詳細な土質柱状図がございましたらご開示ください。	

199	設計書 P5~6 および、P46 第 0034 号～0037 号において、別件工事の本線シールドと当該ポンプ場を接続するための「刃口推進工φ 2200」が計上されていますが、平面図に位置が記載されているだけで、その他刃口推進施工のための図示がありません。以下についてご提示願います。①推進設備の設置図（支圧壁・ジャッキ・操作盤など）。②残土搬出方法など推進のための地上設備設置場所。③低圧浸透注入の注入設備を含む施工位置・注入計画図。	
200	仕様書 P11 「10 地盤改良工関係（2）」において “設計図面等を参照すること。” と記載されていますが、設計図の表記場所をご教示ください。	
201	刃口推進の推進管の揚重方法について、どのようにお考えでしょうか、ご教示願います。	
202	特記仕様書「10 地盤改良工関係」の（2）に記載された低圧浸透注入の詳細が確認できる「設計図面」をご教示願います。	
203	特記仕様書「11 推進・シールド工法関係」の（1）に記載された推進工の詳細が確認できる「設計図面」をご教示願います。	
204	SJ1360 号 安全監視船 就業 8 時間の「重油 A」の単価出典先をご教示ください。	積算資料、建設物価の価格を平均し、有効桁を 3 桁として、4 桁以降を切り捨てています。 なお、物価資料は 8 月号の単価を採用しています。規格は次のとおりです。 ・重油 A : 硫黄分 0.5% 以下、バージ
205	参考資 104 頁 SJ1360 号 安全監視船就業 8 時間 単価表の重油 A の規格は海上バージ硫黄分 0.5% 以下でよろしいでしょうか。	
206	SJ1360 号 安全監視船 就業 8 時間 - 「重油 A」の単価出典根拠をご教示願います。	
207	共 SJ1360 号 安全監視船 就業 8 時間 枝番 01628 重油 A Z304010170 の単価は、横浜市土木工事等資材単価表・道路局の「重油 A (ローリ) 硫黄分 0.5% 以下 Z006700002」と同じであると考えてよろしいでしょうか。	
208	第 0925 号内訳書 SJ1360 安全監視船で使用される重油 A の単価は、令和 7 年 8 月の物価資料を用い、平均で有効 3 桁止めとなりますでしょうか。	
209	参考資料 70 頁 SJ0920 号 防音ハウス工 単価表の組立費(防音ハウス) DGD50160 及び解体費(防音ハウス) SJ0922 は、器具損料(労務費の 0.2%)で丸め処理(有効 4 桁切捨丸め)を行っているのでしょうか。	SJ0922 解体費(防音ハウス)、DGD50170 ポルト本締費(防音ハウス)に計上している ZS7G00040 器具損料、ZS7G00050 締付機器損料は横浜市土木工事標準積算基準書に基づく諸雑費では無いため、端数処理は行っていません。
210	参考資料 70 頁 SJ0920 号 防音ハウス工 単価表のポルト本締費(防音ハウス) DGD50170 は締付器具損料(労務費の 2%)で丸め処理(有効 4 桁切捨丸め)を行っているのでしょうか。	
211	設計書 第 0040 号ボックスカルバート に関する図面一式をご提示ください。（全体構造図、軸体平面図・断面図、配筋図、プレキャスト部材詳細図、吐口工接続図等）	設計書のとおり積算してください。ボックスカルバートや鋼矢板土留等について、詳細は契約後に協議します。
212	設計書 第 0041 号鋼矢板土留に関する図面一式をご提示ください。	工事請負契約約款第 19 条及び第 20 条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。
213	放流渠の道路横断部詳細図をご提示ください。	

214	設計書 P6 本工事内訳書 管きょ工（放流きょ） 1式のボックスカルバート1式について、図面が見当たりません。ご教示ください。	
215	設計書 P53 第0041号 鋼矢板土留について、鋼矢板III型の数量が計上されています。この土留めは管きょ工（放流きょ）に使用すると思われますが、放流渠仮設図(1)～(3)（図番1C-02～04）に該当する箇所が見当たりません。ご教示ください。	
216	設計書の内訳書第0040号ボックスカルバートのアレキヤストボックスの図面がありません、ご教示願います。また、現場打ち部分と吐け口の接続方法、道路部の施工方法についてはどのようにお考えでしょうか？詳細の施工方法は別途変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	
217	設計書の内訳書第0038号管路掘削について、土留めが自立式となっています。図番1C-01には支保工が入っています。どのようにお考えでしょうか？設計書と異なる施工の場合は別途変更協議の対象と考えてよろしいでしょうか、ご教示願います。	
218	放流きょに影響遮断壁が干渉しています。撤去が必要と思われますがどのようにお考えでしょうか、ご教示願います。（図番1C-01）	
219	設計書の内訳書第0041号鋼矢板土留について、鋼矢板土留の構造図がありません。ご教示願います。	
220	仮桟橋杭引抜は電動バイブロ、設計書内訳書第0041号鋼矢板土留における鋼矢板打込みは油圧式242kwと異なります。どうお考えでしょうか、ご教示願います。	
221	設計書 第0043号杭引抜の引抜同時充填工の位置・範囲をご提示ください。	設計書のとおり積算してください。引抜同時充填工の位置や図面等について、詳細は契約後に協議します。
222	設計書 P7 第0047号 護岸復旧工について、護岸復旧に関する図面をご提示ください。	設計書のとおり積算してください。桟橋の接道部における護岸の復旧位置や図面等について、詳細は契約後に協議します。
223	設計書 第0047号護岸復旧に関する図面一式をご提示ください。	
224	設計書の内訳書第0047号護岸復旧について、図面がありません。ご教示願います。	
225	設計書 P7 第0046号 道路復旧工について、道路復旧に関する図面をご提示ください。	設計書のとおり積算してください。桟橋の接道部における道路の復旧位置や図面等について、詳細は契約後に協議します。
226	設計書 第0046号道路復旧に関する図面一式をご提示ください。	
227	設計書の内訳書第0046号道路復旧の図面がありません。、ご教示願います。	
228	SJ1010号 連続壁（泥土低減）01103 発動発電機運転において、内訳の歩掛は、軽油37L、機械賃料1.8日と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、計上されている歩掛の詳細（項目名称規格、数量等）についてご教示ください。	SJ1030 発動発電機運転をご参照ください。

229	SJ1010 号 連続壁（泥土低減）01108 バックホウ[クローラ]排対(2次)山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)において、内訳の歩掛は、労務費 1 人、燃料 50L、機械損料(15 欄)1.5 供用日と考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、計上されている歩掛の詳細（項目名称規格、数量等）についてご教示ください。	基準単価表をご参照ください。
230	設計書 78 頁 SJ1010 号 連続壁（泥土低減）単価表のバックホウ[クローラ]排対(2次)山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)は、下水道用設計標準歩掛表令和 7 年度第 1 卷 管路の A-8-3 (2) 機械運転単価表のバックホウの指定事項の数量(歩掛)をご採用でしょうか。異なる場合は歩掛の出典をご教示ください。	
231	参考資料についての質問です。SJ1010 連続壁（泥土低減）D4KGDG40060 バックホウ[クローラ]排対(2次)山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)の単価について、運転手(特殊)が 1 人含まれている単価として考えてよろしいでしょうか。	
232	共 SJ1040 号 セメント系懸濁液材料費 枝番 01116 ベントナイト 250 メッシュの単価は、横浜市土木工事資材等単価表(9月臨時改定)によると積算資料から設定となっています。積算資料には同じ規格のものが複数掲載されていますが、最安値のものが採用されているのでしょうか。	ベントナイト 250 メッシュの単価は、品名「津軽 2 号」を採用しています。
233	総合評価落札方式実施要領書技術提案評価型(標準型)の 4 技術資料の具体的評価項目と用語の定義に「提案の数は 4 件を上限とし、・・・」との記載があります。各提案に記載できる技術数には、上限の設定がございますでしょうか。ご教示ください。	提案の数は 4 件を上限としていますが、一つの提案の中で複数の技術を用いることにより効果を発揮する技術があることが想定されるため、一つの提案に複数の技術を記載することが可能です。
234	技術提案(第 10 号様式、第 11 号様式)の具体的評価項目には、提案の数は 4 件を上限とするよう記載がありますが、1 つの提案に対して、複数の技術を使うことで課題解決できる場合においては、複数の技術を記載しても 1 つの提案として評価いただけますでしょうか。	
235	総合評価落札方式実施要領書(標準型)「工事目的物の性能・強度等に関する提案」および「社会的要請に対応した提案」について、提案数の上限が 4 件とありますが、1 件の提案に一つの効果を得るために実施する複数の技術を記載することは可能でしょうか。(例) △△を目的として、○○(技術) 使用するとともに、□□(技術) を行う。	
236	総合評価落札方式実施要領書技術提案評価型(標準型)の 4 技術資料の具体的評価項目と用語の定義に「提案の数は 4 件を上限とし、・・・」との記載があります。1 つの提案に対して複数の着目対象(○○対策等)を記載してもよろしいでしょうか。例えば、環境対策として騒音対策に○○を実施し、振動対策に△△を実施する。ご教示ください。	提案の数は 4 件を上限としていますが、一つの提案の中で目的達成をするためには複数の着目対象を考慮する必要があることから、一つの提案に複数の着目対象を記載することが可能です。

237	<p>総合評価落札方式実施要領書（標準型） 「工事目的物の性能・強度等に関する提案」において、「沈設精度向上、コンクリートの品質、水密性・耐久性の確保を主たる目的として、①ケーソン沈設の施工管理、②コンクリート構造物の打設計画、③コンクリート構造物の品質管理について技術提案を求める。」とありますが、沈設精度向上は①の提案に、コンクリートの品質は②の提案に、水密性・耐久性の確保は③の提案に、それぞれ結びつくものなのでしょうか。それとも、記載の主たる目的は①～③のどの提案に結びついてもよいのでしょうか（例えば、コンクリートの品質を目的として③の提案、又は水密性・耐久性の確保を目的として②の提案を記載）。</p>	<p>記載した主たる目的（沈設精度向上、コンクリートの品質、水密性・耐久性の確保）は、①②③の各提案に必ずしも固定的に結びつくものではありません。一つの提案に複数の目的を組み合わせて記載することが可能です。</p>
238	<p>仕様書 別紙一1 5周辺環境保全関係（1）において、「騒音・振動・粉じん 対策として特に考慮はしていないが、対策が必要となった場合は、別途協議する。」と記載されています。社会的要請に対応した提案の中に、作業用地内周辺の環境対策というお題がありますが、ここでの環境対策とは、協議対象となる騒音・振動・粉じん 以外ということよいのでしょうか。</p>	<p>「②作業用地内周辺の環境対策」には、騒音・振動・粉じん対策も提案することが可能です。ただし、工事契約後に騒音・振動・粉じん 対策等に関する工事請負契約約款第19条及び第20条に該当する事項が生じ、変更の必要があると認められるときは、設計変更の対象となります。。</p>
239	<p>技術提案（第10号様式）の具体的評価項目の②コンクリート構造物の打設計画について、「打設」が示す範囲は運搬から養生までと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>打設が示す範囲はそのとおりです。「②コンクリート構造物の打設計画」には、打設に至るまでの打継等の計画や施工効率化の工夫も提案することができます。</p>
240	<p>仕様書 別紙一1 3工程関係（4）において、「迂回路の切替は令和8年度下期から行われる予定である。」と記載されていますが、技術資料の簡易な施工計画（工程管理に係る技術的所見）を作成するにあたって、迂回路と施工エリアが干渉する部分の工事着手は、令和8年10月と考えてよろしいですか。それとも、令和9年3月末からと考えるべきですか。</p>	<p>簡易な施工計画の作成に当たっては、現在想定をしている次の条件により作成をしてください。なお、この条件は簡易な施工計画を評価するために参考として定めるもので、工事契約後の工程や区画整理事業の進捗を約束するものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年9月末：敷地内の迂回路に関する箇所以外の施工が可能、仮設桟橋全体の利用が可能 ・令和9年3月末：敷地内全体の施工が可能 ・令和9年9月末：区画整理事業の道路供用開始 ・令和15年3月末：竣工
241	<p>仕様書 別紙一1 3工程関係（4）において、「仮設桟橋について、本工事の施工に使用するため、令和8年度上期に土地区画整理組合より引継ぎを受ける予定である。」と記載されていますが、技術資料の簡易な施工計画（工程管理に係る技術的所見）を作成するにあたって、仮設桟橋の利用開始は、令和8年4月と考えてよろしいですか。それとも、令和8年9月末からと考えるべきですか。</p>	
242	<p>技術提案（第3号様式）の具体的評価項目には「工事全体の出来高に配慮した具体的な工程管理計画及び関係機関等に提出する書類の抽出と提出時期について、技術的所見を求める。」とあり、工事工程そのものは具体的評価項目に入れられていません。第3号様式の工程表には第3号様式右項の注意書に従って工程を記載しますが、この工程は参考工程と考えてよろしいでしょうか。</p>	

243	第3号様式（工程に係る技術的所見）の工期は、落札者の決定予定日の令和8年3月2日から令和15年3月25日でよろしいでしょうか。ご教示ください。	本工事は、「議会の議決を要する工事」には当たらないため、落札者の決定予定日（令和8年3月2日）と入札公告に記載する工期（令和15年3月25日）の範囲としてください。
244	実施要領書のExcelシートの第1号様式「工程管理に係る技術的所見」に記載されている「また、議会の議決を要する工事の工程表の作成について、「仮の着手日」を設定していますので、着手日は「仮の着手日」以降に設定して、工程表を作成してください。」とありますが、今回議会承認案件ではないと思われます。ご確認をお願い致します。	
245	総合評価落札方式実施要領書（標準型）「工程管理に係る技術的所見」において、「工事全体の出来高に配慮した」と記載されていますが、出来高に配慮する目的についてご教示願います。	出来高に配慮する目的は、事業全体の進捗管理、関連工事等との調整や予算管理のためです。
246	第12号様式（技術提案に係る施工計画）において、評価項目の「技術提案の実現性・有効性を確認できる施工計画」のうち、「実現性」および「有効性」とは、具体的にどのような内容でしょうか。例えば、実現性は「工事実績、NETIS、論文」、有効性は「効果」でよろしいでしょうか。ご教示ください。	<p>実現性の確認については、次の内容を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の工事実績（同種工事での適用事例） ・NETIS登録技術や公的評価の有無 ・技術的根拠となる論文・指針・マニュアル ・現場条件に適合する施工手順など <p>有効性の確認については、次の内容を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果の定量的、定性的な説明 ・他工法との比較による優位性など
247	技術提案書（第12号様式）の「具体的評価項目」において、「技術提案の実現性・有効性を確認できる施工計画書について、技術提案を求める」とありますが、記載方法が不明です。第10号様式・第11号様式で提案した項目の個々において、個別に記載するのでしょうか（exp. ①の提案1については『実現性：令和〇年〇工事で施工実績あり』、『有効性：提案内容を実施することで、周辺環境の保全に貢献できる』、②の提案1については・・・）。それとも他の記載方法を望まれているのでしょうか。求めている提案の記載方法についてご教示願います。	提案内容と関連付けて、実現性・有効性の確認が可能であれば、記載方法に特段の指定はありません。提案ごとに個別に整理する方法、または複数の提案をまとめて施工計画として記載する方法のいずれも可能です。
248	総合評価落札方式実施要領書 8 総合評価落札方式における評価の方法において、「設計書、仕様書又は現場説明書の内容から大幅に逸脱した技術提案であると判断した場合は、「より優位な評価はしない」又は「評価をしない」場合があります。」とされていますが、コンクリートの配合変更は、上記の「設計書、仕様書又は現場説明書の内容から大幅に逸脱した技術提案」となるのかご教示願います。	コンクリートの配合変更については、その目的により評価対象とするかを判断します。施工性や品質確保を目的とした軽微な配合変更については、設計意図を損なわない範囲であれば評価対象と考えています。一方で、強度や耐久性を過剰に向上させることを目的とし、設計書や仕様書で要求している性能を大きく超える配合変更については、設計意図から逸脱するものと判断され、評

249	<p>設計書 25P コンクリートにおいて、高流動コンクリートとコンクリート(高炉: 36,438m³)以外計上されていませんが、コンクリートの配合の変更是、評価の対象とされるのでしょうか。また、躯体の温度応力解析は、計上されている「高炉セメント」のみで行っているのでしょうか。ご教示願います。さらに、躯体の温度応力解析の資料を提示していただけますでしょうか。</p>	<p>価対象外となる場合があります。 また、温度応力解析は実施していません。</p>
250	<p>技術提案の第 10 号様式の注意事項に、「提出は第 10 号様式(A4 片面)1 枚としますが、補足説明が必要な場合は、A4 片面 1 枚で説明資料を添付してください。」とあります(第 11 号、12 号様式も同様)。技術提案に係る本文は第 10 号様式の A4 片面 1 枚にまとめて記載する必要があるのでしょうか。それとも、第 10 号様式の A4 片面 1 枚を超えて、補足説明資料の頁に記載してもよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>第 10 号様式、第 11 号様式、第 12 号様式について、技術提案に係る本文は A4 片面 1 枚に全て記載してください。2 枚目には補足説明のみ記載してください。</p>
251	<p>総合評価落札方式実施要領 第 3 号様式について、工期が長いため、既存の表記ですと日付の部分が小さくなってしまいます。日付の部分の書式を変更することは問題ないのでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>実施要領書に記載のとおり、A4 片面 2 枚または A3 片面 1 枚で作成可能です。エクセル入力文字は 10.5 ポイント以上としますが、図表中の文字は大きさの指定はありません。工程表は図表に該当し、図表内の補足文字は図表扱いとします。</p>
252	<p>第 3 号様式、第 10 号様式、第 11 号様式、第 12 号様式について 余白の指定はございますか。</p>	<p>余白の指定はありません。</p>
253	<p>第 10 号様式、第 11 号様式、第 12 号様式について フォントの指定はなく、カタカナ、英数字は全角、半角どちらでも可と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>フォントの指定はありません。</p>
254	<p>横浜市総合評価落札方式ガイドライン(令和 7 年度)の P 15 (ウ) b では、「各提案内容について履行確認方法を明示してください」と記載がございます。第 3 号様式(工程に係る技術的所見)および第 12 号様式(技術提案に係る施工計画)も対象であるか、ご教示ください。</p>	<p>第 3 号様式、第 12 号様式においても、履行確認方法を記載してください。</p>